様式ID	NTA0K0B140010060

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所得	総収入金額	①	円	← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。
事業所得	特例適用前の必要経費の額	②		← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額（青色申告特別控除額は含みません。）を書きます。
雑所得	総収入金額（公的年金等に係るものを除きます。）	③		
給与所得の収入金額		④		
65万円 － ② － ④		⑤	（赤字のときは０）	
65万円 － ③ － ④		⑥	（赤字のときは０）	
特例適用後の必要経費の額 事業所得	③がない場合／③が⑤より少ないか同額の場合 ①と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑦		・**青色申告の場合**は、**青色申告決算書**の「**青色申告特別控除前の所得金額**」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。なお、**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**営業等・農業**には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記します。 ・**白色申告の場合**は、**収支内訳書**の「**所得金額**」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。なお、**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**営業等・農業**には、収支内訳書の所得金額を転記します。
特例適用後の必要経費の額 事業所得	③が⑤より多い場合 ②の金額	⑧		
特例適用後の必要経費の額 雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額	⑨		← 業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**業務**に書いてください。

（注）　事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

　雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法２７」と書いてください。